

タクシー利用料金の助成について

昨年度に引き続き、高齢者の方々に自動車の運転が出来ない方や、公共交通機関の利用が困難な方等の日常生活の利便を図ることを目的にタクシー利用料金の一部を助成する事業を行っています。平成30年度からは対象年齢が70歳以上となりましたが、障害者手帳等をお持ちの方が年齢に関係なく利用が可能になりました。また、駅又はバス停から1km以上離れている要件が廃止となり町内全域に、行き先も町内の町立病院までが利用可能になりました。申請は随時受付しています。

1. 実施期間

平成31年3月31日まで

2. 助成対象要件 (以下の①～④全てに該当する方が対象となります。)

- ①70歳以上又は身体障害者手帳等をお持ちの方
- ②町内に住所を有する者でかつ在宅で生活を営む方
- ③自家用車で移動が困難な方 (次のいずれかに該当する方)
 - ・自動車運転免許証がない方
 - ・自動車を所有していない方
 - ・自動車を所有しているが利用出来ない理由がある方
- ④町内の町立病院又は診療所、役場、最寄り駅までのタクシー利用料金が1,000円を超える場所に住まわれている方

【対象となる主な地区】

町内全域



3. 利用出来るタクシー

(有) 海南タクシー、由岐タクシー

4. 助成の額

1回につき1,000円以上の料金を助成します。(助成券の交付枚数 月8枚)

【例】タクシー料金2,500円の場合 → 利用者負担1,000円 助成金額1,500円

※タクシー料金の額に関係なく1回の乗車につき支払う金額は1,000円です。

5. 利用方法

登録申請

役場窓口で申請書を記入し、申請いただきます。
役場本庁舎(総務企画課)又は由岐支所 ※代理の方でも申請は可能です。

助成券交付

申請後、内容確認し利用月までに助成券を交付します。(毎月)

タクシー利用

町内のタクシーを利用し、料金お支払いの時に助成券を運転手に渡し、1,000円をお支払いください。

※行き先は町内の町立病院又は診療所、役場及び最寄り駅と、帰りは自宅に限られます。

◎タクシー利用料金助成に関するお問い合わせ先

役場総務企画課 ☎77-3611

